



第3章

戦略の目標と方向性

第3章

戦略の目標と方向性

京都府の生物多様性は、これまでに述べたように、自然的価値の高い有意な地勢や多様な生態系が関わりあうバランスの上に成り立っており、先人たちは豊かな生態系から得られる恵みにより、文化を築き暮らしてきました。この先人たちが引き継いでくれた豊かな自然と個性豊かな伝統文化は、京都が国内外の多くの人々を魅了する重要な要素となっています。

しかし、近年、京都に暮らし、関わる私たちの自然への関心が薄れていくことで、京都の貴重なインフラでもある豊かな生態系を失いつつあります。特に、里地の利用保全は重要な意義を持っていますが、自然に対する働きかけの縮小による生態系への危機が形となって現れつつあります。

私たちは皆、大きな生態系の一員であり、今の暮らしや文化が自然の恵みによって支えられていることを私たち全員があらためて認識し、受け継いだ豊かな自然に誇りと愛着を持ち、共通の財産である生物多様性を守り、持続的に利用していくことは、私たちだけでなく、将来の世代のためにも必要です。一方、私たちが日々生きていくためには一定の開発や産業活動はなくてはならないものです。それらと生物多様性の保全を対立するものとして捉えるのではなく、生物多様性保全と開発・産業振興のよりよい関係について考え、予防原則（P.45解説参照）の視点に立ちながら、両者のバランスの上で生物多様性を維持していくことが必要です。さらに、特色ある京都の文化の礎であり賜物でもある生物多様性を守ることは、京都の魅力を高め、地域創生の潜在力を向上させることにもつながる重要な取組になります。

2015（平成27）年には「国連持続可能な開発サミット」において「持続可能な開発目標」（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このSDGsにおいては、生物多様性の保全が重要な柱とされています。それを受けて我が国でも、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を決定し、SDGs推進にあたっての自治体の役割について言及しています。このように、社会、環境にとって持続可能な未来を作る生物多様性保全の推進は、国際的にも大きな潮流となっています。

こうした認識の上に立ち、本戦略における「目標と方向性」は、次のとおりとします。

①長期目標（2050年）

京都が京都らしく、生態系と生活や文化が共存共栄する社会を持続可能なものとして将来に引き継いでいくため、従来の生態系維持・回復対策に加え、多様な主体が積極的に関わる共生型の生物多様性の保全と利活用を進めます。

②短期目標 (2027年)

長期目標につながる今後10年間に取り組むべき行動として、現下の課題に即応する次の対策を実施します。

- 森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全
- 人の積極的な関与による里地域の再生
- 早期対策による外来生物の脅威の排除
- 生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成

なお、地域戦略の計画期間内に、社会情勢の変化や地域における生物多様性保全の取組の進捗状況等により、府内の生物多様性をめぐる動向が変化することも考えられます。このため、戦略の策定後、概ね5年ごとに戦略の進捗状況を検証し、必要に応じて内容の見直しを行います。

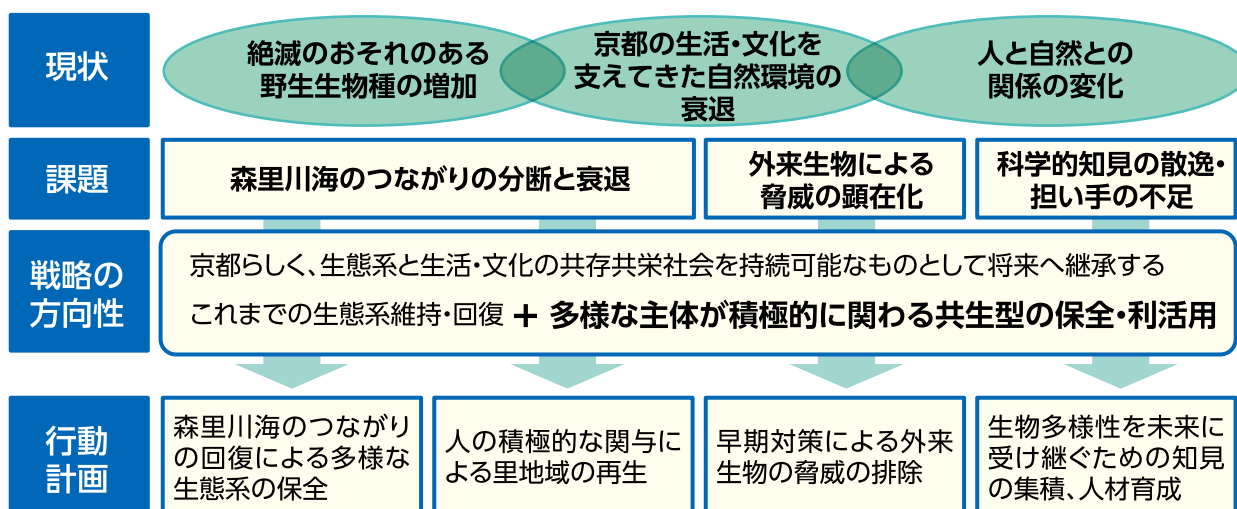
特に、2020年を目標年とする愛知目標の達成状況を踏まえた国家戦略の方向性を踏まえ、戦略の一部見直しなど必要な対応を行います。

解説 ▶ 予防原則

ある行為が環境に対して取り返しのつかない深刻な影響を与える可能性がある場合、その因果関係が科学的に完全に証明されていなくても、安全のために事前に対策を実施するという考え方。

環境破壊は回復が不可能な損失を伴うことが多いため、被害が確認されてから対策に取り組んでも手遅れになることがあり、このような予防的な措置が求められます。

京都府生物多様性地域戦略 概念図





第4章

行動計画

- 1 森里川海のつながりの回復による
多様な生態系の保全48
- 2 人の積極的な関与による里地域の再生51
- 3 早期対策による外来生物の脅威の排除54
- 4 生物多様性を未来に受け継ぐための
知見の集積、人材育成55

第4章 行動計画

本戦略の目標を実現させるための具体的な行動計画として、本章では4つの柱を設定し、その柱ごとに具体的な取組を記載します。

これらの取組は主として京都府が実行するものですが、取組の推進にあたっては、国、市町村、府民、NPO、企業、大学・研究機関など多様な主体の積極的な参画を促します。

なお、課題解決のために重点的に取り組むべき取組を「リーディングプロジェクト」としています。

1 森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全

人と生物との共存を念頭に、森里川海それぞれにおける生物の生息・生育空間のつながりや配置を確保しつつ、それぞれのエリアにおいては、原生的な生息環境の保全とともに、二次的自然の適切な維持管理を進めます。

(リーディングプロジェクト) 生息地等保全地区を核とした環境スチュワードシップ活動の展開

環境スチュワードシップ活動の拠点となる、条例に基づく生息地等保全地区の指定を増やします。また、府民の積極的な参画が得られるよう、府は活動に対する助言や専門家の紹介、その他の必要な措置を講じます。

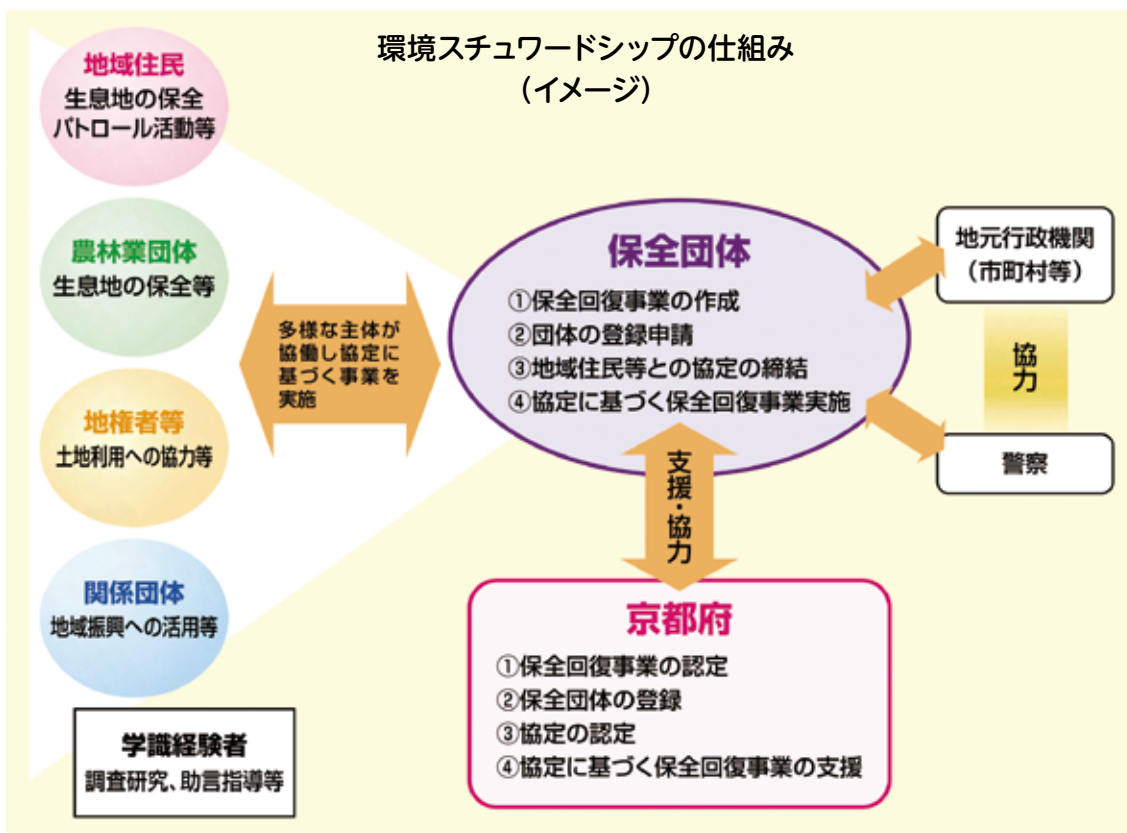
環境スチュワードシップとは、「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」(平成19年制定)にある、地域の保全団体が地域住民や事業者、市町村、専門家など多様なパートナーと協働で保全対策(外来生物駆除を含む)を行う制度です。府は、保全団体の活動が府の保全回復事業計画と適合する場合、その団体を登録し、技術的助言や情報提供、規制の適用除外のほか、生息調査や監視、保全回復事業に対する助成などの支援を行います。

解説 ▶ 環境スチュワードシップ

環境スチュワードシップとは、環境保全思想の一つです。「スチュワードシップ」という言葉そのものは「受託責任」を意味する言葉で、委ねられた財産や資源を責任を持って管理することを指しますが、「環境スチュワードシップ」については、海外では特に定義されずに用いられることが多々あ

ります。この言葉は、日本ではイギリスの農村政策である環境スチュワードシップ事業を介して知られており、多くの場合、その事業理念が環境スチュワードシップの理念と理解されています。

環境スチュワードシップが何を指すのかについての研究は少ないですが、イギリスのR.ウォーレルとM.C.アップルビーが「自然資源利用における環境スチュワードシップ」について整理・定義した論文(1999年)では、「保全を含む全ての自然資源利用において、個人的な利益を求めただけでなく、社会の利益、将来世代の利益および人間以外の種の利益についてもきちんとバランス良く配慮し、その利用が社会にもたらすことについて重大な責任を担う覚悟のある資源利用」とされています。つまり、生物多様性を保全するのは、次世代の人々や他の生きもののためでもあるのです。



公共事業等

●「『環』の公共事業」の見直し

府の公共事業を自然・社会環境と共生するものへと導くことを目指した「『環』の公共事業行動計画」のガイドラインについて、平成19年の改訂から10年が経過しているため、政策レビューを行い、問題点の修正や新しい技術・知見の追記等に加え、工事だけでなく維持管理・利用の際にも生物多様性に配慮することを追記するなど、ガイドラインの見直しを行い、本府はもとより、府内市町村に広く普及させます。また、ガイドラインの中で民間でも活用できる技術等については、ウェブサイトへの掲載等により民間への普及を図ります。

●グリーンインフラの推進

多様な水辺環境を創出する「多自然川づくり」をはじめ、自然環境が有する多様な機能（生物の生息環境の提供、災害防止等）をインフラ整備に活用するグリーンインフラを、生物多様性の観点から進めます。

法律・条例に基づく保全

●自然公園、自然環境保全地域における適切な保全

府内の国立公園、国定公園、府立自然公園や、「京都府環境を守り育てる条例」で指定される（歴史的）自然環境保全地域において、法律や条例に基づく開発や伐採等の規制、野生鳥獣害による森林・下層植生の衰退の抑止などにより、貴重な自然環境の保全を行います。

●希少種の保全

「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」に基づき、保全すべき希少種を「指定希少野生生物」として指定し、捕獲、採取、殺傷、譲渡し、巢の破壊等を原則禁止とします。また、同条例では保全すべき種や地域についての府民提案制度を設けており、専門家の科学的な知見をもとに、こうした府民からの提案も踏まえ、指定状況の随時見直しを行います。さらに、同条例に基づき、希少野生生物に関する調査、保全、啓発、府への助言を行う「京都府希少野生生物保全推進員」の委嘱を拡大し、希少野生生物の保全施策の推進を図ります。

これらの取組により、絶滅のおそれのある野生生物の個体数や生息域を回復させ、京都府レッドデータブックにおける絶滅の危険度のランクを下げることを目指します。

その他の保全活動

●企業による生物多様性保全活動の拡大

希少種の生息地域等において生息環境保全に配慮した事業が企業のCSR（企業の社会的責任）として促進されるよう、生物多様性保全活動についての事例紹介、入門講座、専門家の紹介等を行います。

●自然環境保全京都府ネットワークや保全団体の活動・交流の活性化

自然環境保全京都府ネットワークが行う交流会、勉強会等を通じて、団体間の連携による様々な活動（観察会や調査・保全活動）の展開、情報・ノウハウの共有を促すことで、団体活動の活性化、さらには保全団体の登録を促進します。



自然環境保全京都府ネットワークによる勉強会

●希少野生生物の域外保全の推進

生息地における保全を行った上で、絶滅のおそれのある野生生物種については、府内の動植物園、水族館等で行っている域外保全の取組を、関係機関と連携して実施します。

2 人の積極的な関与による里地域の再生

里山林や耕作放棄地の再生、自然体験・利活用、野生鳥獣の個体数管理などを通じて、里地域に積極的に関与していくことで、いにしえより受け継がれてきた自然利用の文化を再興し、人と野生鳥獣が適切なすみ分けにより共存できる環境の実現を目指します。農山漁村の再生、魅力的な地域づくりは、地域の再生にもつながるものと考えます。

(リーディングプロジェクト)

野生鳥獣の広域的な個体数・生息環境の管理

適正管理を必要とする野生鳥獣の個体数管理、近隣府県と連携した広域的な保護管理の取組など、効果的な被害防止対策の推進とあわせ、下草刈りや緩衝地帯の整備、里地里山地域における生息環境の管理を進め、人と野生鳥獣とのすみ分けにより被害軽減を図ります。

(リーディングプロジェクト)

ビジターセンター等を核とする里資源の適正利用

里資源の魅力を発信するため、京都丹波高原国定公園のビジターセンター、道の駅などを拠点として、エコツーリズムや保全活動、環境学習を地域で展開し、それらの活動を通じて里地域の活性化を図ります。

野生鳥獣害への対策

●侵入防止や個体数管理等、野生鳥獣による被害防止対策

地域住民、農林業者、市町村、研究者など多様な主体と連携し、野生鳥獣侵入防止のための防護柵の設置や個体数管理等のための捕獲等を行い、農林業被害の軽減と人身被害の未然防止を図ります。



シカ対策として張られる防護柵

魅力的な地域づくり

(里地域との交流)

●エコツーリズムの推進

農業体験やレクリエーションなどで人気のあるエコツーリズムに、生物多様性保全に着眼した活動が取り入れられるよう促します。

●自然公園ワイズユースガイド冊子の制作、普及

自然公園内の特色ある景観・生態系等を自然に配慮しながら楽しむための「自然公園ワイズユースガイド」を制作し、京都丹波高原国定公園のビジターセンターや道の駅などの拠点で配布し、普及に努めます。

●里地域における景観や伝統文化を保全する活動の支援

美山の茅葺き民家、伊根の舟屋などの重要伝統的建造物について、市町村の行う保全・活用の取組に対する助言や修理に対する補助等の支援を行います。また、京都府版ふるさと納税「文化財を守り伝える京都府基金」を活用し、府内の指定文化財や未指定の歴史的建造物などの保存修理、防災対策事業などに対する助成を行います。さらに、北山杉などの林業景観を保全するため、間伐や府内産木材利用の推進等により森林の適切な維持・管理を促します。これらの取組により、人と自然の共生の中で発展してきた独特の伝統文化や景観の保全を推進します。

(里地域の再生)

●「農村コミュニティ強化アクションプラン」の推進等による地域づくり

人口減少や野生鳥獣問題を抱える農村地域において、地域内外の人々による「連携協働型農村コミュニティ」づくりを目的とした「農村コミュニティ強化アクションプラン」（平成29年12月策定）に基づき、マッチングや技術的助言、新技術の導入などの支援を通じて、住民主体での地域ビジョンの策定、地域外住民を含む多様な組織・人材の取り込み、ビジョン実現のための組織体制の構築といった取組を推進します。

●耕作放棄地の再生・活用の推進

「京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例」に基づき、移住者等の営農活動や再生作業等を支援します。また、地域の農業者と協力しながら、企業やNPOなどの多様な団体が農業生産や農作業体験に取り組むことにより、農地としての保全・活用を図ることを目的とする「京都モデルファーム運動」の推進により、耕作放棄地の再生・活用を図ります。

（里地域の産業振興）

●京野菜などブランド農林水産物の推進

京野菜などブランド農林水産物の生産、販売の拡大により、農山漁村の振興、耕作放棄地や放棄林の減少を図ります。

●環境保全型農業の推進

「京都府における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に基づき、持続性の高い農業生産方式を導入するエコファーマーを認定し、支援します。また、「環境保全型農業直接支援対策」により、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援します。

●府内産木材の増産・利活用による林業の再生

充実しつつある森林資源の循環利用を通じて林業を再生し、山村地域の活性化を図ります。林業大学校を核とした担い手の育成・確保、森林整備事業による基盤整備などを通じて、府内産木材の増産を図るとともに、商業施設や福祉施設などの多くの府民が利用する施設における府内産木材の利活用を進め、府民が木と身近にふれあえるまちづくりを推進します。

●鹿肉、猪肉の有効活用の促進

野生鳥獣害対策として捕獲した鹿肉や猪肉の有効活用により地域を振興するため、食肉処理施設や流通システムの整備、消費者へのPRや飲食店等での利用拡大を図ります。銃のほか罠や罨による多様な狩猟の拡大、衛生的で安全な食肉処理・販売のためのマニュアル作成、衛生管理についての狩猟者への講習会の実施、野生鳥獣肉を扱う食肉処理施設の認証、調理方法についての講習会の実施などを推進します。

二次的自然の保全、回復

●生物多様性に配慮したモデルフォレスト運動の展開

多様な主体との協働により京都の森林を守り育てる「京都モデルフォレスト運動」と連携し、「森林の利用保全に関する協定」に基づく「森づくり活動」による生物多様性保全活動を展開します。さらに、専門家や保全団体と協働して、企業に対する研修会や交流会など普及活動を行います。



モデルフォレスト活動

●生物多様性保全型の水田作り（ビオトープ等）

保全団体や農業者の協力のもと、昔ながらの水田環境を維持し、生物多様性を保全するとともに、小学生等の環境学習に活用します。

●保全活動におけるドローンやAI（人工知能）等の科学技術の導入促進

人口減少の著しい地域等では、保全活動に際して、ドローンやカメラの活用による野生生物の生息状況の把握、AIによる動物の行動解析・予測など、科学技術の導入を図ることで、作業を省力化し、担い手の負担を軽減します。

●海岸における環境改善

地域と協働した海岸林の再生、市町と連携した海岸漂着ゴミ清掃の実施、阿蘇海における住民との協働による環境改善活動など、海岸における環境改善の取組を推進します。

3 早期対策による外来生物の脅威の排除

外来生物の積極的なモニタリングや防除により侵入、定着、拡大を防ぎ、在来の生態系への影響の抑止、暮らしの安全の確保、農林水産業や文化財への被害の軽減を図ります。

(リーディングプロジェクト) 特定外来生物バスターズ（仮称）の結成による初期防除の徹底

府、研究機関、専門家等で構成する特定外来生物バスターズ（仮称）により、侵入初期にある特定外来生物（ヒアリ、オオバナミズキンバイなど）の侵入モニタリングと初期段階での徹底防除を実施します。

侵入リスクの高い種・地点については府がモニタリングを行うとともに、物流関係事業者など外来種の第一発見者となる可能性が高い企業や府民の通報を促し、侵入を監視します。侵入が確認された場合は、バスターズによる緊急防除を行い、その後もNPOやボランティアの協力を得て速やかに集中防除を行います。また、日頃から通報や防除において府民・企業・NPO等から幅広い協力が得られるよう、「京都府外来生物対策マニュアル」（後述）を用いた研修を実施します。

普及啓発

●京都府外来種データブックの更新、危険性の周知

府内に生息する外来種についての調査を実施、京都府外来種データブック（平成19年作成）を改訂し、配布やウェブサイトへの掲載を行います。また、セミナーや学校教育等を通じて、外来種について正しく理解するために基礎的な知識（「予防三原則」（入れない、捨てない、拡げない）など）の周知を図ります。

●「京都府外来生物対策マニュアル」の改訂、府民や市町村への普及促進

府内に生息する主な特定外来生物に関して見分け方や対策を記載した「京都府外来生物対策マニュアル」（平成20年作成）について、作成して10年が経つことから、新たに侵入・定着が確認された種や新しい知見の追記などの改訂を行った上で、ウェブサイト等で周知を図り、地域での防除活動を促進します。

●外来種の飼育動物の遺棄防止

アカミミガメやスクミリンゴガイ（通称「ジャンボタニシ」）など外来種の飼育動物を遺棄することは、それらの定着・生息拡大につながるため、「京都府動物愛護推進計画」に基づき、所有者の終生飼養の徹底や遺棄の防止の啓発など動物の愛護と適正な管理を推進します。

防除活動

●防除協議会の設置による住民や市町村との協働駆除

定着した特定外来生物のうち著しい生態系被害、人的被害、経済被害をもたらすおそれのある種について、市町村や自治会等と協議会を設置し、広域的な防除を協働して行います。



アルゼンチンアリの防除活動
(京都市伏見区)

4 生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成

府内の生物多様性に関する情報を正確かつ継続的に把握し、収集された知見を基に保全対策を行うとともに、環境学習への利活用、後世への継承に注力します。

また、そのための人材の育成にあたっては、幅広い層の府民が、身近な自然とふれあい、生物多様性を実感できるような環境学習を充実するとともに、社会の生物多様性の保全に対する気運の醸成を図ります。特に子どもたちにとっては、幼い頃から自然や生きものに親しむことで、命の尊さ

を学び、自然への畏敬の念を感じることが重要ですが、近年は都市部などで身近な自然を感じる機会が減っていることから、家庭や地域社会における環境学習の機会と場づくりが必要です。

(リーディングプロジェクト)
自然史情報の収集・利活用・継承を担う生物多様性センター(仮称)の設置

京都府内の自然史情報の収集・利活用・継承を担う生物多様性センター(仮称)のあり方を検討します。

検討事項例 -----

(情報の収集・整理)

- ・ 自然環境や生態系に係る様々な主体(大学、動植物園、博物館、資料館、保全団体等)との協働によるネットワークの構築
- ・ 生物の分布状況や生息地の環境などに関する情報の集積・可視化
- ・ 各主体における標本・文献・原種等の保有状況の把握

(体制)

- ・ 収集した情報の整理・発信や、事業等の際に配慮すべき希少種に関する問い合わせ等への回答を行う体制
- ・ 京都府レッドデータブックの更新に向けた情報の蓄積体制
(標本・文献・原種等の保存、継承)
- ・ 標本・文献・原種等の保存・継承に係る府立植物園など既存の機能の活用
- ・ 大学が多いという京都府の強みを活かした、京都をフィールドとした学生の論文などの情報収集

(特色)

- ・ 京都府の重要な特色である伝統・文化と生物多様性との関連についての、効果的な普及・啓発や教育プログラムの開発

情報収集の強化

●希少種を中心としたモニタリングの強化

保全団体に対し「絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」に基づく登録(地域住民等と協働して保全回復事業を行う団体として府が認定)を広く呼びかけ、登録団体が行うモニタリングに対して支援を行い、希少種を中心とした種の府内における生息状況を詳細に把握します。位置情報や目撃情報、確認画像などをデータとして蓄積する「レッドデータシステム」を構築し、効果的な保全活動のための施策や取組に活用します。

生物多様性保全の気運を高める

●自然に親しむ機会や場の創出

生物は文化財であり教育財であるという観点のもと、自然観察会の開催、京都環境フェスティバル、府立植物園や鴨川での観察会や講習会の開催、自然公園や都市公園の整備、「京都府地球温暖化対策条例」による屋上緑化の推進などにより、幅広い年齢層の府民が自然に親しむ機会や場を創出します。

●「生物多様性」への関心を高めるための取組

自然に親しむ機会や場に関する情報の発信、地域の動植物図鑑を掲載するポータルサイトの開設、生物多様性に関する読み物の発行などにより、積極的に生物多様性への関心を高めるための情報を発信し、小中学校教育やセミナーなどの環境学習に活用します。また、京都の生きものの特徴や生態を題材にした「京都生きもの検定(仮称)」を新たに実施するなど、府民の生物多様性への関心を高め、「生物多様性」の認知度(言葉の意味を知っている人の割合)の向上を図ります。

●生物多様性保全に係る活動の拡大

生物多様性センター(仮称)を拠点とした環境学習、調査活動、保全活動等をNPO等と協働して行います。住んでいる地域、性別、年齢などを超えて広く府民に参画いただくため、様々な層に対応したプログラムを用意し、府民の生物多様性への関心を拡大させるとともに、NPO等の活動の活性化を進めます。

●IUCN(国際自然保護連合)など国際会議の誘致

IUCN総会(世界各国から毎回約10,000人が参加)、IUCNアジア地域自然保護フォーラム等の環境関係の国際会議を京都に誘致するなど、生物多様性保全に対する府民の関心が高まる取組を進めます。



小学生を対象とした自然観察教室



京都環境フェスティバル

京都府生物多様性地域戦略 行動計画の体系

行 動 計 画	主 な 取 組
---------	---------

1 森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全

リーディングプロジェクト	
生息地等保全地区を核とした環境スチュワードシップ活動の展開	生息地等保全地区の指定の促進、活動に対する助言・専門家の紹介など
【公共事業等】	
「[環]の公共事業」の見直し	生物多様性に配慮したガイドライン改訂と市町村・民間への普及
グリーンインフラの推進	自然環境が有する多様な機能を活かしたインフラ整備の推進
【法律・条例に基づく保全】	
自然公園、自然環境保全地域における適切な保全	法や条例に基づく貴重な自然環境の保全
希少種の保全	条例に基づく希少野生生物の保全施策の推進により、希少種の絶滅の危険度のランクを下げる
【その他の保全活動】	
企業による生物多様性保全活動の拡大	生物多様性に配慮した事業が企業のCSRとして促進されるよう、事例紹介、入門講座、専門家の紹介等を実施
自然環境保全京都府ネットワークや保全団体の活動・交流の活性化	交流会・勉強会等を通じた、団体間の連携による様々な活動の展開、団体活動の活性化、保全団体の登録の促進
希少野生生物の域外保全の推進	府内動植物園・水族館等との連携による希少種の域外保全の実施

2 人の積極的な関与による里地域の再生

リーディングプロジェクト	
野生鳥獣の広域的な個体数・生息環境の管理	近隣府県との共同による広域的保護管理計画の策定、下草刈りや緩衝地帯の整備など、生息環境の管理による被害軽減、軋轢の解消
ビジターセンター等を核とする里資源の適正利用	京都丹波高原国定公園ビジターセンターや道の駅などを拠点としたエコツーリズムや保全活動、環境学習の展開による里地域の活性化
【野生鳥獣害への対策】	
侵入防止や個体数管理等、野生鳥獣による被害防止対策	多様な主体と連携した防護柵の設置や捕獲等による農林業被害の軽減・人身被害の未然防止
【魅力的な地域づくり】	
(里地域との交流)	
エコツーリズムの推進	生物多様性保全に着眼したエコツーリズムの促進
自然公園ワイズユースガイド冊子の制作、普及	自然公園内の景観・生態系等を自然に配慮しながら楽しむためのガイドを制作し、ビジターセンターや道の駅などの拠点で配布・普及
里地域における景観や伝統文化を保全する活動の支援	里地域における重要伝統的建造物の保全の支援、林業景観の保全のための森林の適切な維持・管理の推進
(里地域の再生)	
「農村コミュニティ強化アクションプラン」の推進等による地域づくり	住民主体の地域ビジョンの策定、多様な組織・人材の取り込み、組織体制の構築などの取組の推進
耕作放棄地の再生・活用の推進	移住者の営農活動等への支援や「京都モデルファーム運動」の推進
(里地域の産業振興)	
京野菜などブランド農林水産物の推進	ブランド農林水産物の生産・販売の拡大により、農山漁村の振興、耕作放棄地・放棄林の減少を図る

環境保全型農業の推進	持続性の高い農業生産方式を導入するエコファーマーの認定・支援。生物多様性保全等に効果の高い営農活動の支援
府内産木材の増産・利活用による林業の再生	担い手の育成・確保、基盤整備などによる府内産木材の増産、施設における府内産木材の利活用
鹿肉、猪肉の有効活用の促進	鹿肉や猪肉の有効活用のため、食肉処理施設や流通システムの整備、消費者へのPR、飲食店での利用拡大などを推進
【二次的自然の保全、回復】	
生物多様性に配慮したモデルフォレスト運動の展開	「京都モデルフォレスト運動」と連携した生物多様性保全活動を展開。企業に対する研修会・交流会等普及活動を実施
生物多様性保全型の水田作り（ピオトープ等）	保全団体や農業者の協力のもと、昔ながらの水田環境を維持し、生物多様性を保全。環境学習に活用
保全活動におけるドローンやAI（人工知能）等の科学技術の導入促進	ドローンやAIによる野生生物の生息状況把握、行動解析・予測など、作業の省力化や担い手の負担軽減につながる技術の導入を推進
海岸における環境改善	海岸線の再生、漂着ゴミ清掃、環境改善活動などの推進

3 早期対策による外来生物の脅威の排除

リーディングプロジェクト	
特定外来生物バスターズ（仮称）の結成による初期防除の徹底	特定外来生物の侵入モニタリングと初期段階での徹底防除を実施する専門チームの結成（府、研究機関、専門家等で構成）
【普及啓発】	
京都府外来種データブックの更新、危険性の周知	府内に生息する外来種の調査を実施し、データブックを改訂。ウェブサイトや学校教育等を通じて、正しい知識と危険性を周知
「京都府外来生物対策マニュアル」の改訂、府民や市町村への普及促進	府内に生息する特定外来生物の見分け方や対策を記載したマニュアルを改訂・周知し、防除活動を促進
外来種の飼育動物の遺棄防止	外来種の飼育動物の遺棄による定着・生息拡大を防ぐため、所有者の終生飼養の徹底や遺棄防止の啓発などを推進
【防除活動】	
防除協議会の設置による住民や市町村との協働駆除	定着した特定外来生物で、著しい生態系被害や人的被害・経済被害をもたらす生物の広域的防除を市町村・自治会等と協働で実施

4 生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成

リーディングプロジェクト	
自然史情報の収集・利活用・継承を担う生物多様性センター（仮称）の設置	府内の自然史情報の収集・利活用・継承を担うセンターのあり方を検討（検討事項例：情報の収集・整理、体制、標本・文献・原種等の保存・継承、特色づくり など）
【情報収集の強化】	
希少種を中心としたモニタリングの強化	保全団体に広く登録を呼び掛け、登録団体が行うモニタリングを支援。調査結果を「レッドデータシステム」に反映し施策等に活用
【生物多様性保全の気運を高める】	
自然に親しむ機会や場の創出	自然観察会の開催や自然公園の整備、屋上緑化の推進などによる、府民が自然に親しむ機会や場の創出
「生物多様性」への関心を高めるための取組	ポータルサイトの開設、読み物の発行、「京都生きもの検定（仮称）」の実施などにより、「生物多様性」の認知度の向上を促進
生物多様性保全に係る活動の拡大	NPO等との協働により環境学習、調査・保全活動等を実施、府民の関心の拡大とNPO等の活動の活性化を促進
IUCN（国際自然保護連合）など国際会議の誘致	環境関係の国際会議の誘致など、府民の関心が高まる取組の推進

